

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付を支給する旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にスクーターでの通勤途上、右方から一時停止して進行してきた軽自動車を避けようとして転倒、負傷し、「右尺骨肘頭骨折、多発性右顔面骨骨折（眼底骨折）等」と診断され、療養していたが、同年〇頃から右目の視力障害を自覚して眼科を受診し、平成〇年〇月〇日に「レーベル病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、更に当審査会に再審査請求をし、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する裁決（以下「平成〇年裁決」という。）をした。

その後、請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病に係る障害については保険給付の対象とはせず、顔面外傷後癍痕について残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと

認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求人に残存する本件疾病による視力障害は通勤によるものであると主張する。

しかしながら、当審査会は、平成〇年裁決において、請求人に発症した本件疾病は通勤によるものとは認められないと判断しているところであるが、本件再審査請求に関して請求人が提出している資料及び主張を精査するに、いずれも平成〇年裁決において当審査会が既に判断を示している範囲内の主張等であり、これを超えるものとは認められない。したがって、本件疾病により残存する視力障害も通勤によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第9級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。